

外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程

(平成十六年十一月十日会規第七十一号)

改正 平成二〇年一月二日 五日

同 二六年一月二日 五日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の二の規定に基づき外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)による弁護士の雇用に関し必要な事項を定めるほか、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人による外国法事務弁護士の雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六

十六号)をいう。

二 使用者 弁護士又は外国法事務弁護士を雇用する外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人(社員を含む。)及び共同法人(社員を含む。)をいう。

三 被雇用弁護士 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用された弁護士をいう。

四 被雇用外国法事務弁護士 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用された外国法事務弁護士をいう。

五 被雇用弁護士等 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用された弁護士及び外国法事務弁護士をいう。

六 権限外法律事務 外国法事務弁護士(外国法事務弁護士法人及び共同法人の社員を含む。)にあつては外国弁護士法律事務取扱法第三条及び第五条から第七条までに、外国法事務弁護士法人にあつては外国弁護士法律事務取扱法第五十九条に、それぞれ規定する業務の範囲を超える法律事務をいう。

(適用)

第三条 この規程は、契約の形式にかかわらず、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人が弁護士

又は外国法事務弁護士を雇用する場合に適用する。

(権限外法律事務の受任)

第四条 被雇用弁護士等は、使用者（共同法人及び共同法人の弁護士である社員を除く。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の権限外法律事務を受任するときは、自己の計算において、使用者から独立して受任しなければならない。

(被雇用弁護士等による説明)

第五条 被雇用弁護士等は、事件を受任するに当たり、当該事件に係る法律事務が使用者の権限外法律事務であるときは、依頼者に対し、使用者が当該事件を受任するとの誤解を生じないように適切な説明をしなければならない。

(被雇用弁護士等の職務の独立)

第六条 使用者は、自己の権限外法律事務の取扱いについて、被雇用弁護士等に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 使用者は、被雇用弁護士等が前項の命令に従わないことを理由として、当該被雇用弁護士等に対する解雇その他の不利益な処分をしてはならない。

3 被雇用弁護士等は、使用者の権限外法律事務を取り扱

- 3 -

うときは、外国弁護士法律事務取扱法第五十条、第六十条及び第七十八条の規定の趣旨に従い、職務の独立が損なわれることのないよう自主的に行動しなければならない。

4 被雇用弁護士等は、使用者が行う権限外法律事務を処理し、又はこれに関与してはならない。

(雇用に関する届出)

第七条 外国法事務弁護士は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

- 一 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。）、登録番号及び事務所
- 二 雇用契約に期間の定めがあるときは、その期間
- 三 雇用する外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲
- 四 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

2 外国法事務弁護士法人は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ（外国法事務弁護士法人の成立時に雇用しようとする場合にあつて

- 4 -

は、外国法事務弁護士法人規程（会規第九十九号）第六条第一項の規定による届出の時とする。）、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該外国法事務弁護士法人及びその社員の取り扱う法律事務の範囲を本会に届け出なければならない。

- 3 共同法人は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ（共同法人の成立時に雇用しようとする場合にあつては共同法人会員基本規程（会規第五百号）第十条第一項の規定による届出の時、弁護士法人からの種類の変更又は合併により共同法人となつた者が雇用しようとする場合にあつては共同法人会員基本規程第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出の時とする。）、第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該共同法人の外国法事務弁護士である社員の取り扱う法律事務の範囲を本会に届け出なければならない。
- 4 前三項の規定による届出をした外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、届出に係る重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を本会に届け出なければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定による届出をした外国法事務

- 5 -

弁護士法人及び共同法人は、種類の変更又は合併により、外国法事務弁護士法人規程第七条の二第一項又は共同法人会員基本規程第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をするときは、第二項又は第三項の規定による届出をしている旨を本会に届け出なければならない。この場合において、当該外国法事務弁護士法人及び共同法人は、第二項又は第三項の規定による届出をすることを要しない。

6 第一項から第三項までの規定による届出をした外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、届出に係る弁護士又は外国法事務弁護士の雇用が終了したときは、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

7 前各項に規定するもののほか、雇用に関する届出について必要な事項は、規則で定める。

（付記）

第八条 本会は、前条第一項の規定による届出があつたときは、外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項を付記する。

一 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名、登録番号及び事務所

- 6 -

- 二 雇用契約に期間の定めがあるときは、その期間
- 三 雇用する外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲
- 四 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲
- 五 届出の年月日
- 2 本会は、前条第二項の規定による届出があったときは、外国法事務弁護士法人名簿に、前項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに当該外国法事務弁護士法人及びその社員の取り扱う法律事務の範囲を付記する。
- 3 本会は、前条第三項の規定による届出があったときは、共同法人名簿に、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに当該共同法人の外国法事務弁護士である社員の取り扱う法律事務の範囲を付記する。
- 4 本会は、前条第四項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、前三項の規定により付記された事項を訂正する。
- 5 本会は、前条第五項の規定による届出があったときは、第一項から第三項までの規定により付記された事項を種類の変更又は合併後の外国法事務弁護士法人名簿又は共同法人名簿に移記する。

- 7 -

- 6 本会は、前条第六項の規定による届出があったときは、当該届出に基づき、第一項から第三項までの規定により付記された事項を抹消する。
(通知)
- 第九条 本会は、第七条第一項から第六項までの規定による届出があったときは、当該外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人及び被雇用弁護士又は被雇用外国法事務弁護士の所属する弁護士会に当該届出に係る事項を書面により通知する。
(記録の保存)
- 第十条 使用者及び被雇用弁護士等は、雇用契約が終了した日又は種類の変更により共同法人から弁護士法人となった日から三年間、被雇用弁護士等の名簿及び雇用契約書その他の第七条第一項から第三項までの規定により本会に届け出るべき事項を記載した文書を保存しなければならない。
(本会及び弁護士会の調査)
- 第十一条 本会及び使用者又は被雇用弁護士等の所属する弁護士会は、外国弁護士法律事務取扱法第四条、第五十条、第五十二条第一項、第三項若しくは第五項、第六十五条、第六十七条第一項において準用する第五十二条第

- 8 -

- 一項、第三項若しくは第五項、第七十八條又は第七十九條第一項から第三項までの規定に違反する疑いのあるときは、当該使用者又は被雇用弁護士等に対し、前条の文書の提出を求め、その他必要な調査をすることができると
2 使用者及び被雇用弁護士等は、前項の調査に協力しなければならぬ。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二十五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 (第七条改正) 抄

- 1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年一月十七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇一号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規 (外国特別会員関係) の整備に関する規程 題名、第

- 一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一一条改正) 抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第二十九号) の施行の日から施行する。(後略)

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月十一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規 (外国特別会員関係) の整備に関する規程 第一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一一条改正)

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和二年法律第三十三号) 第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日から施行)